

三次市教育委員会議案第 38 号

定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について承認を求める。

平成 21 年 2 月 20 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

提案理由

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例案及び三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 号

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 1 年 月 日

三次市長 村 井 政 也

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）

三次市教育奨学基金貸付条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 6 条関係）中

r

区分			貸与月額	
高等学校， 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	13,000円	
		自宅外通学	16,000円	
	私立	自宅通学	21,000円	
		自宅外通学	25,000円	
大学	国公立	自宅通学	29,000円	
		自宅外通学	34,000円	
	私立	自宅通学	36,000円	
		自宅外通学	43,000円	
短期大学， 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	29,000円	
		自宅外通学	34,000円	
	私立	自宅通学	35,000円	
		自宅外通学	40,000円	
高等専門学校	国公立	第1学年から第3 学年まで	自宅通学	15,000円
		第4学年及び第5 学年	自宅通学	29,000円
			自宅外通学	34,000円
		私立	第1学年から第3	自宅通学

		学年まで	自宅外通学	25,000円
		第4学年及び第5学年	自宅通学	35,000円
			自宅外通学	40,000円

を

「

区分			貸与月額	
高等学校， 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	15,000円	
		自宅外通学	17,000円	
	私立	自宅通学	22,000円	
		自宅外通学	25,000円	
大学	国公立	自宅通学	30,000円	
		自宅外通学	35,000円	
	私立	自宅通学	41,000円	
		自宅外通学	48,000円	
短期大学， 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	30,000円	
		自宅外通学	35,000円	
	私立	自宅通学	40,000円	
		自宅外通学	45,000円	
高等専門学校	国公立	第1学年から 第3学年まで	自宅通学	15,000円
			自宅外通学	17,000円
		第4学年及び 第5学年	自宅通学	30,000円
			自宅外通学	35,000円
	私立	第1学年から 第3学年まで	自宅通学	22,000円
			自宅外通学	25,000円
		第4学年及び 第5学年	自宅通学	40,000円
			自宅外通学	45,000円

に改める。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

議案第 号

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 21 年 3 月 日

三次市長 村 井 政 也

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年三次市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

スポーツ振興審議会委員	日額 7,800 円
教科指導講師	時間 2,590 円
生活指導講師	時間 2,590 円

」を

「

スポーツ振興審議会委員	日額 7,800 円
-------------	------------

」に、

「

(学)校医	校医 1 人につき基本報酬 97,100 円
	兼務 1 校につき 9,800 円
	生徒 1 人につき 100 円

」を

「

(学)校医	校医1人につき基本報酬 97,100円 兼務1校につき 9,800円 生徒1人につき 100円
学校産業医	年額 36,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。